

和歌山県監査公表第 27 号

令和 6 年 8 月 29 日付け監査報告第 7 号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 20 日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

監査実施年月日 令和 6 年 7 月 30 日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 医療費の患者自己負担分について、納期限から 2 か月を経過した後も督促状を発していなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 発行すべき督促状については、直ちに発行した。 今後、このようなことのないよう、和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアルに基づき、適正な処理を行うよう、職員に周知徹底した。